令和５年度　市民税・県民税

特 別 徴 収 の し お り

令和５年５月

特別徴収義務者　様

埼玉県吉川市長

令和５年度市民税・県民税特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知について

市民税・県民税特別徴収事務につきまして、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、地方税法第41条及び第321条の４並びに吉川市税条例第45条の規定に基づき、貴事業所を今年度の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類をお送りしますので、ご多忙中誠にお手数とは存じますが、徴収及び納入について特別のご配慮を賜りたくご依頼申し上げます。

〝重要〟

特別徴収義務者の指定番号の変更について

令和４年１月１日からすべての事業所につきまして指定番号を変更しております。

税額通知書に記載の指定番号をご確認ください。

なお、しばらくの間、従来の指定番号で納付いただいたものは、新指定番号に読み替えて納付確認いたしますのでご安心ください。

※システム管理している場合は指定番号の登録を改めてください。

埼玉県吉川市役所

〒342-8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
電　話　048－982－5111（代表）
ＦＡＸ　048－981－5392
市町村コード　112437

●お問合せ
課税について　課税課市民税係　048(982)5114（直通）
納税について　収納課納税係　048(982)5113（直通）

― 目次 ―

１．市民税・県民税の特別徴収事務について…… 1
２．納期限について…… 3
３．納入方法について…… 3
４．納入書について…… 4
５．退職所得にかかる市民税・県民税について…… 5
６．市民税・県民税の特別徴収に関するよくあるお問合せ…… 6
７．特別徴収切替届出（依頼）書記載例…… 7
８．給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例…… 8
特別徴収切替届出（依頼）書……11
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書……12
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書……13
公金取扱店（局）指定通知書……14

※吉川市のホームページから下記の各種申請書及び届出書がダウンロードできます。

https：//www.city.yoshikawa.saitama.jp/　吉川市　特別徴収

トップページ＞くらし・手続き＞税金＞個人住民税（市民税・県民税）＞特別徴収（給与）・給与支払報告書について【事業所の方へ】

- ●給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ●特別徴収切替届出（依頼）書
- ●特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ●特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- ●特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
- ●給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書

１．市民税・県民税の特別徴収事務について

１．特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税義務者である従業員から市民税・県民税を徴収し、その税額を納入する制度です。この場合、徴収し納入する義務を負う給与支払者を特別徴収義務者といい、市が指定します。

２．特別徴収税額通知書の納税義務者への通知

特別徴収義務者は、送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を当年５月末日までに各納税義務者にお渡しください。退職等の理由により渡すことができない場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、当該納税義務者の通知書とともに市へ返送してください。

なお、通知した内容にご不明点等がありましたら課税課市民税係までご連絡ください。

３．特別徴収税額の徴収方法

毎月徴収する額（月割額）は「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されていますので、６月から翌年の５月まで各月に支払われる給与から差し引いてください。

４．特別徴収のしくみ

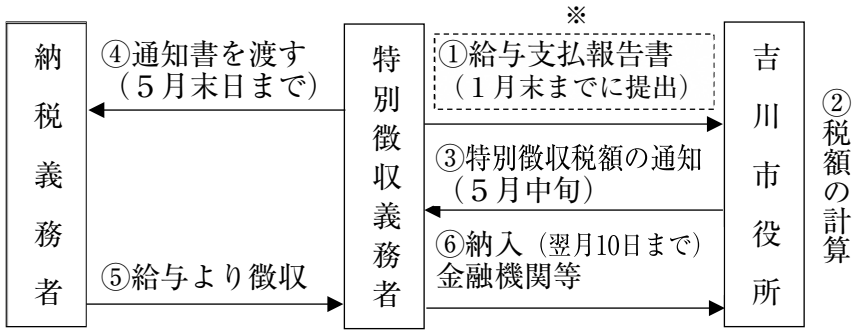

※給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出するべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等により提出する必要があります。

〈eLTAXに関すること〉

ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/

ヘルプデスク：0570-081459（土日祝・年末年始を除く９時～17時）

５．特別徴収税額の納入方法

各納税義務者から徴収した月割額の合計額及び退職所得に対する市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日（金融機関等の休業日にあたる場合はつぎの営業日）までに納入してください。

６．特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所の場合は、申請し市長の承認を得ることにより、徴収した税額を年２回にまとめて納入できる特例制度があります。

納期の特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする月の20日までに申請書の提出が必要です。申請書は吉川市のホームページからダウンロードできます。

納期は、６月分から11月分までは12月10日まで、12月分から翌年の５月分までは６月10日まで（金融機関等の休業日にあたる場合はつぎの営業日）となります。

７．特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額変更が生じた場合は、税額変更通知書を送付しますので、以後の徴収額はその変更通知書の金額に変更して納入してください。また月割額の過誤納金の処理については、できるだけ翌月の納入で相殺してください。

なお、納入書は再送付しませんので、変更された金額に訂正の上納入してください。（納入書の訂正方法については、４ページを参照してください。）

8．普通徴収から特別徴収への変更

市民税・県民税を普通徴収により納めることになっている納税義務者が新たに就職した場合等は、「**特別徴収切替届出（依頼）書**」（11ページ）に必要事項を記入し提出することにより特別徴収へ変更できます。

提出の際には、本人宛に送付された普通徴収の納付書（納期限の過ぎていないもの）を添付してください。なお、納税通知書の同封は不要です。

※納期限後の納付書については、特別徴収に切り替えることはできませんので、納税者ご本人にお支払いいただくようお伝えください。

9．納税義務者が異動した場合

納税義務者に、退職や転勤等の異動が生じた場合は、「**給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**」（12ページ）に記入し、異動が発生した翌月の10日までに提出してください。**異動届出書の提出がない場合や遅れた場合は滞納となり、督促を受けることや、納税義務者が一度に多額の税金を納めることになりますので、忘れずに手続きをお願いします。**

また、給与支払報告書を提出した者のうち、４月１日現在で退職等の異動が生じた場合は、４月15日までに給与支払報告書の提出先に異動届出書を提出してください。（地方税法317条の６②）

各種申請書及び届出書の記入方法については、７ページ以降をご確認ください。

10．未徴収税額の一括徴収

１月１日から４月30日までの退職者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法321条の５②）それ以前の退職者についても、できるだけ本人の了解を得て一括徴収してくださいますようお願いします。

11．特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

給与支払者の所在地・名称または電話番号等に変更があった場合は、「**特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書**」（13ページ）に記入し、提出してください。

市民税・県民税課税の対象となる方

※法律の改正等により変更となる場合があります。

１．市民税・県民税の納税義務者

当年１月１日現在、吉川市内に居住している人

２．市民税・県民税が課税されない人

⑴均等割も所得割もかからない人

●生活保護の規定による生活扶助を受けている人

●前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、ひとり親、ひとり親以外の寡婦

⑵均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次のいずれかの人

●扶養親族がいない場合　38万円以下（給与収入93万円以下）

●扶養親族がいる場合　〔28万円×（本人＋扶養人数）＋26.8万円〕

⑶所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次のいずれかの人

●扶養親族がいない場合　45万円以下（給与収入100万円以下）

●扶養親族がいる場合　〔35万円×（本人＋扶養人数）＋42万円〕

市民税・県民税の概要につきましては、吉川市ホームページをご覧ください。
トップページ＞くらし・手続き＞税金＞個人住民税（市民税・県民税）

2．納期限について

徴収した特別徴収税額は、下記の納期限までに納入してください。

徴収した月	納期限	徴収した月	納期限
令和５年６月分	令和５年７月10日	令和５年12月分	令和６年１月10日
令和５年７月分	令和５年８月10日	令和６年１月分	令和６年２月13日
令和５年８月分	令和５年９月11日	令和６年２月分	令和６年３月11日
令和５年９月分	令和５年10月10日	令和６年３月分	令和６年４月10日
令和５年10月分	令和５年11月10日	令和６年４月分	令和６年５月10日
令和５年11月分	令和５年12月11日	令和６年５月分	令和６年６月10日

１．延滞金

納期限までに特別徴収税額を納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じてその税額に年14.6％（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については年7.3％）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とします。

(1) 年7.3％の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合（※）に年１％を加算した割合とします。（年7.3％が限度）

(2) 年14.6％の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合（※）に年7.3％を加算した割合とします。

※延滞金特例基準割合は、平均貸付割合（各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年１％の割合を加算した割合をいいます。

なお、延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる本税の額に1,000円未満の端数があるとき、又は本税の額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

２．滞納処分

納期限までに完納しないため督促を受け、かつ督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

3．納入方法について

１．納入書で納入

同封の納入書を使用して、下記金融機関の各本・支店、ゆうちょ銀行・郵便局、吉川市役所会計課、各市民サービスセンターの窓口で納入できます。

●納入書取扱金融機関

埼玉りそな銀行	栃木銀行	東京東信用金庫
りそな銀行	埼玉縣信用金庫	亀有信用金庫
さいかつ農業協同組合	青木信用金庫	城北信用金庫
武蔵野銀行	朝日信用金庫	

※**東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県以外の**ゆうちょ銀行・郵便局で納入される際は、14ページの「公金取扱店（局）指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局では、納期限を過ぎると取り扱いできません。

２．地方税共通納税システムを利用して納入

金融機関などの窓口に出向くことなく、複数の自治体へ一括して電子納税することができます。

詳細は、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

https：//www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/

エルタックス　共通納税

4．納入書について

1．納入書の取扱い

市民税・県民税の納入書の金額はＯＣＲ（光学読取装置）により読み込みますので、次の点にご留意のうえお取り扱いください。

⑴用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。

⑵黒のボールペンで記入してください。

（ボテ・カスレのないもののご利用をお願いします）

⑶数字は記入例に従って記入してください。

⑷数字は所定の枠からはみ出さないよう、ご注意ください。

＜記入例＞

2．納入金額に変更が生じた場合

納入書の送付は年１回となりますので、納入金額に変更が生じた場合は、下記例のとおり金額を訂正して納入してください。

⑴納入書を訂正して使用する場合

納入金額⑴欄を２本線で抹消（変更後の納入金額はここに記入しないでください。）し、⑵欄「給与分」欄に変更後の金額を枠からはみださないように記入し、「合計額」欄に必ず合計額を記入してください。

⑵白紙の納入書を使用する場合

納入金額⑴、給与分、合計額の３ヶ所を記入してください。

⑶延滞金を納入される場合

給与分と延滞金を記入し、その合計を合計額に記入してください。納入金額⑴欄の金額は訂正しないでください。

〈例〉23,000円を25,000円に変更の場合

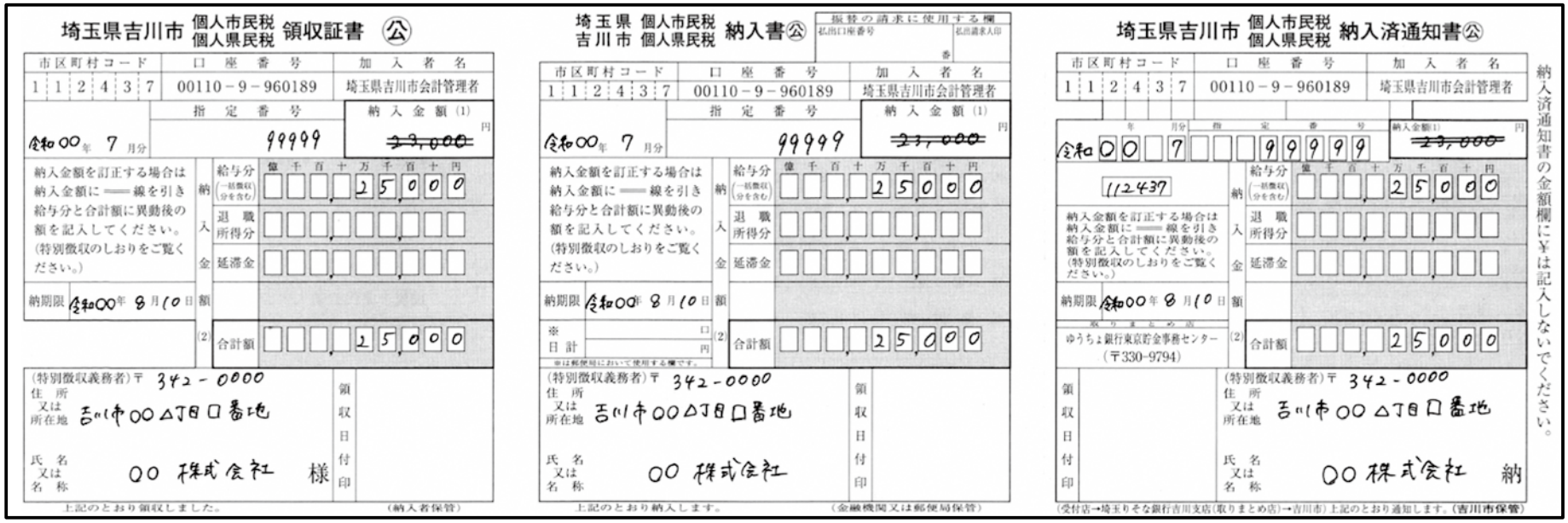

5．退職所得にかかる市民税・県民税について

退職所得に対する市民税・県民税については、他の所得と区分して、支払者が税額を計算し、退職手当等からその税額を差し引いて、市区町村に納入します。

⑴納入先

退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の１月１日現在の住所地の市区町村です。

⑵納入方法

納入申告書（納入書の裏面）に所要事項を記載し、徴収した翌月の10日までに給与分特別徴収に月割額とあわせて納入してください。

⑶特別徴収税額の計算方法

①退職所得控除額を求める。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円とする）
20年超えの場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※障がい者になったことにより退職した場合は、左記の金額に100万円を加算します。

②退職所得金額を求める。（1,000円未満切り捨て）

役員等	勤続年数	退職所得控除後	退職所得金額
該当	５年以下	―	退職手当等の収入金額－退職所得控除額
非該当	５年以下	300万円以下	（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×２分の１
非該当	５年以下	300万円超え	150万円＋｛退職手当等の収入金額－（300万円＋退職所得控除額）｝

※上記以外の退職所得の場合：（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×２分の１

・税額の計算式

退職所得金額に税率（市民税６％、県民税４％）を適用します。

退職所得金額	×	税率		→	税額（特別徴収すべき税額）	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		６％	４％			

〈100円未満の端数切捨て〉

⑷納入書の記入方法

（例）７月分20,000円と一括徴収分24,000円および退職所得分324,500円を納入する場合

（表面）

（裏面）

6．市民税・県民税の特別徴収に関するよくあるお問合せ

1．特別徴収はしなくてはならないのか？

→所得税の源泉徴収義務のある事業主は、前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の４月１日現在も引き続き給与の支払いを受けている従業員の市民税・県民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の４)及び条例（吉川市税条例第44条、45条）により義務付けられています。

2．従業員が少ない場合や、家族のみであっても、特別徴収しなければならないのか？

→原則として、特別徴収をしなければなりません。ただし、個人事業主の専従者や、総従業員数が２人以下の事業所については、当面の間、普通徴収の選択が認められます。

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市に申請をして承認を受けることにより、年12回の納期を年２回にする制度（納期の特例）を利用できます。１ページをご覧ください。

3．従業員から「特別徴収（給与からの天引き）ではなく、普通徴収に（自分で納付）したい」と言われた場合、特別徴収しなくてよいか？

→給与所得者の市民税・県民税は、原則として特別徴収しなければなりませんので、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

4．退職者・休職者の税額決定通知書が届いたが、どうすればよいか？

→特別徴収できない場合は普通徴収へ変更しますので、12ページの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に、該当の方について記入し、通知書とともに課税課市民税係へ郵送してください。

5．納入書が入っていないのはなぜか？

→ご提出いただいた給与支払報告書（総括表）等において、納入書不要を選択している場合は、納入書を送付していません。送付を希望する場合は、課税課市民税係にご連絡ください。

6．特別徴収を行っている従業員が吉川市から転出したが、どうすればよいか。

→年の途中に転出した場合でも、年税額はすべて当年１月１日現在で居住していた吉川市に納める必要がありますので、特別徴収を続けてください。なお、翌年度の賦課徴収は、翌年１月１日時点に居住している自治体で行いますので、該当自治体に給与支払報告書を提出してください。

7．特別徴収を拒否した場合はどうなるのか？

→特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は税金の滞納となり、事業主に対して、督促したのち差押等の滞納処分を行います。

また、特別徴収すべき税額に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できない等の不利益を被ることがあります。

7．特別徴収切替届出（依頼）書記載例

●普通徴収から特別徴収に切り替える場合

特別徴収切替届出（依頼）書

吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促	備考

吉川市にお住まいの従業員を雇い入れるのが初めての場合は、“新規”と記入してください。

××年○○月△△日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 012 ― 3456 ○○県××市△△1－2－3	法人番号	123456 ※市町村ごとに異なります
		フリガナ	カブシキカイシャ マルバツショウジ		新規の場合、納入書 （ 要 ・ 不要 ）
		名称（氏名）	株式会社 ○×商事	担当者連絡先 係	人事課人事労務係
		代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎	氏名	特徴 花子
（宛先） 吉川市長		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電話	000 ― 000 ― 0000

給与所得者	フリガナ	ヨシカワ イチロウ	旧姓	
	氏名	吉川 一郎		
	生年月日	昭和 ・ 平成 50 年 1 月 1 日		
	1月1日現在の住所	〒 342 ― 0000 埼玉県吉川市 △△ 3－2－1		
	現在の住所	〒 ― ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		

普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
特別徴収開始予定月	8 月分（ 9 月 10 日納期限分）より特別徴収を開始します。
届出理由	1. 入社（××年 7 月 1 日） 2.その他（ ）
月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。希望日が通知書発布日より後の場合は連絡を省略します。 月 日 までに月割額の連絡が必要 ※ただし、5月中旬の通知書一斉発布の対象となる場合は、原則連絡ができませんのでご了承ください。

【 添付書類 】

二重納付防止のため、切替えを依頼された納期末到来の普通徴収の納付書を同封してください。（納税通知書の添付は不要です）

※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

【 注意事項 】

1. 吉川市からの特別徴収税額の通知書は、毎月25日頃までに市役所に届出書が到着したものについて、翌月中旬に発送します。この通知の受領後に特別徴収を開始することを考慮した上で、任意の開始月を設定してください。なお、発送日以前に月割額の連絡が必要な場合は、“月割額の連絡”欄に記入してください。（FAXやメール、書面での事前連絡はできません）
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【 提 出 先 】 〒342－8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

8．給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例

(1)退職等の異動により未徴収税額を個人で納付する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1.) 現年度　2．新年度　3．両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		1234567
宛名番号		1
担当連絡者先	所属	人事課人事労務係
	氏名	特徴 花子
	電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ							
氏名	吉川 一郎							
生年月日	1998 年 1 月 1 日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号	111			6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	×× 年 8 月 20 日	1 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	3 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1		140,000 円	35,600 円	104,400 円			
異動後の住所								

8月20日付で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額)　140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額　35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額　104,400円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号		(新規)
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		

務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
分（翌月10日納入期限分）から
納入するよう連絡済みです。

号

要否（記載）　右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3．普通徴収の場合

理由　1　右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

(2)転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1.) 現年度　2. 新年度　3. 両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	1
担当連絡者 所属	人事課人事労務係
担当連絡者 氏名	特徴 花子
担当連絡者 電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ						
氏名	吉川 一郎						
生年月日	1998 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	111						
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 20 日	1（右から番号を記入） 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期 4. 死亡	1（右から番号を記入） 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
異動後の住所							

8月20日付で退職する給与所得者が、9月分から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒 654-3210 ○○県××市△△ 1-2-3	
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	
氏名又は名称	○×不動産 株式会社	

新しい勤務先の担当者が記入します。

担当者連絡先	
所属	庶務課社員係
氏名	特徴 進
電話	111-111-1111 内線（ 222 ）

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	1（右から番号を記入） 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

(3)未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1.) 現年度　2. 新年度　3. 両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	1
担当連絡者 所属	人事課人事労務係
担当連絡者 氏名	特徴 花子
担当連絡者 電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ						
氏名	吉川 一郎						
生年月日	1998 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	111	140,000 円	6 月から 8 月まで	(9) 月から 5 月まで	×× 年 8 月 20 日	1 右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 （事由・理由）	2 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1						
異動後の住所			35,600 円	(104,400) 円			

8月20日付で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額)　140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額　35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額　104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	（新規）
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
分（翌月10日納入期限分）から
納入するよう連絡済みです。

号

要否（記載）　右から番号を記入　1. 必要　2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由　1 右から番号を記入

1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9 月 20 日	(104,400) 円

左記の一括徴収した税額は、
(9) 月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則として一括徴収となります。

3. 普通徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

特別徴収切替届出（依頼）書

吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促	備考

____年____月____日

提出

（宛先）　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地（住所）	〒　　―	
フリガナ		
名称（氏名）		
代表者の職氏名		
個人番号又は法人番号		

特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
		新規の場合、納入書　（　要　・　不要　）
担当者連絡先	係	
	氏名	
	電話	―　　―

給与所得者				
フリガナ		旧　姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。〔　1　・　2　・　3　・　4　〕期　以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
氏　　名				
生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	___月分（___月___日納期限分）より特別徴収を開始します。
1月1日現在の住所	〒　　―		届出理由	1. 入社（　年　月　日）　2. その他（　　）
現在の住所	〒　　―　※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		月割額の電話連絡	必要な場合のみ記入してください。希望日が通知書発布日より後の場合は連絡を省略します。 月　　日　までに月割額の連絡が必要 ※ただし、5月中旬の通知書一斉発布の対象となる場合は、原則連絡ができませんのでご了承ください。

【 添付書類 】

二重納付防止のため、切替えを依頼された納期末到来の普通徴収の納付書を同封してください。（納税通知書の添付は不要です）

※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

【 注意事項 】

1. 吉川市からの特別徴収税額の通知書は、原則として、毎月25日頃までに市役所に届出書が到着したものについて、翌月中旬に発送します。この通知の受領後に特別徴収を開始することを考慮した上で、任意の開始月を設定してください。なお、発送日以前に月割額の電話連絡が必要な場合は、“月割額の電話連絡”欄に記入してください。（FAXやメール、書面での事前連絡はできません）
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【 提 出 先 】　〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

____年____月____日

提出

（宛先）　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	
担当連絡者 所属	
氏名	
電話	内線（　　）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ								
氏名								
生年月日	年　月　日							
個人番号								
受給者番号				□月から □月まで	□月から □月まで	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所			円	円	円			
異動後の住所								

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号		
所在地	〒	担当者連絡先	所属	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を □月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入 1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　□ 右から番号を記入

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に４月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、４月２日から５月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

4　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6　「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7　「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8　「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9　「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」と番号を記入するとともに、「１．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2)　退職後に支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」と番号を記入するとともに「２．一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注　１月１日から４月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」と番号を記入するとともに、「３．普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注　同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11　「１．特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12　「２．一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13　※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

吉川市処理欄	入力	確認

＿＿年＿＿月＿＿日提出 （宛先）　吉川市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　— ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
		名称（氏名）		担当者連絡先	係	
		代表者の職氏名			氏名	
		個人番号又は法人番号			電話	—　　—

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年　　月　　日

事　　項	変更前（旧）　※ 変更項目のみ記入してください。	変更後（新）　※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地（送付先）	〒　　—	〒　　—
フリガナ		
名　　称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	—　　—　　（内線　　）
変更理由（該当番号に○）	1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】　8. 分割による変更【下欄を記入してください。】　9. その他（　　）	

統合・合併・分割後の指定番号

1. 指定番号を新規に取得する。
   ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。
   ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号		※市町村ごとに異なります

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号		※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所

所在地	〒　　—	
フリガナ		
名　　称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	
法人番号		
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

年　　月　　日

ゆうちょ銀行＿＿＿＿店長様

＿＿＿＿＿＿＿＿郵便局長　様

埼玉県吉川市長

公金取扱店（局）指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税･県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

1	認可番号	東貯業２　第３８０号
1	口座番号	００１１０－９－９６０１８９
1	加入者の名称	**埼玉県吉川市会計管理者**
1	取りまとめ局	**東京貯金事務センター**

キリトリ線

お願い

特別徴収税額を納入する金融機関として、**東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県以外の**ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「公金取扱店（局）指定通知書」に、日付、利用店・局名を記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。